

発行日：平成 21 年 9 月 10 日（木）

保険情報サービス(株)

FAX NEWS

★★ 今月のテーマ ★★

—高額医療・高額介護合算制度—

発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル

TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

平成 20 年 4 月から高額医療・高額介護合算制度がスタートし、初回の申請受付が本年 8 月からはじまりました。医療保険と介護保険の両方に自己負担がある場合、負担の軽減を目的としたものです。

1. そもそもどのようなもの？

これまでも医療保険は「高額療養費」、介護保険は「高額介護サービス費」によって、それぞれ月単位で自己負担額の上限が決まっていました。さらに年単位で負担を軽くするために、同じ世帯で 1 年間にかかった医療と介護の自己負担額を合算し、一定額を超えている場合は超過分が還付されるというものです。

同じ世帯・・・住民票ベースではなく、同じ医療保険に属する世帯単位となります。そのため、同居をしても、国民健康保険、協会けんぽ、健保組合、共済組合、後期高齢者医療保険など加入している医療保険が異なる場合は合算できません。

例) 鈴木家の場合 太郎さん 39 歳 会社の健康保険に加入。父母と同居。

太郎さんの母 74 歳 (太郎さんの被扶養者)、太郎さんの父 76 歳

この場合、合算できるのは太郎さんと太郎さんのお母さんのみとなります。

太郎さんのお父さんは後期高齢者医療制度加入者のため合算できません。

1 年間・・・毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで。ただし初回に限り平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日の 16 か月間が対象となります。

一定額・・・年齢構成や所得基準によって異なります。70 歳未満を含む一般所得者の場合ですと 67 万円となります。初年度は 16 か月分となるため、89 万円となります。

2. どれぐらい負担が軽減されるの？

例) 70 歳未満の 2 人世帯で、健保・介護両方に負担額がある場合 (所得区分：一般)

被保険者 A さん、健保の自己負担額 50 万円。被扶養者 B さん、介護の自己負担額 45 万円。

50 万円 + 45 万円 - 89 万円 (16 か月の場合) = 6 万円 6 万円が還付されます。

合算対象となる自己負担分について、注意点が 2 点あります。

- ① 負担した金額のうち、高額療養費や高額介護サービス費で還付を受けられる分があればまずそちらで還付を受けます。その上で自己負担となった部分が合算対象となります。
- ② 70 歳未満の医療費については、医療機関・診療科・入院・外来別にした上で 1 か月 21,000 円以上のものしか合算対象となりません。1 か月で耳鼻科で 15,000 円、内科で 10,000 円の自己負担があったという場合は合算されないのです。70 歳以上の場合、この制限がなくすべての自己負担額が合算されます。

3. 実際の申請はどうする？

① 介護保険の負担分について、市役所市区町村で自己負担額の証明書の申請を行って交付を受けてください。

② ①の証明書を加入する医療保険の保険者 (協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険など) に支給申請書とともに提出します。医療費の領収証の添付は不要です。

※確定申告で医療費控除を受けていても、本制度との調整はありません。

医療と介護の両方に負担がある世帯のための制度とはいえ、同じ医療保険に属していること、70 歳未満の月額 21,000 円の基準などにより、恩恵を受ける範囲が限定される内容となっています。とはいえ、すべて自分からの申請ありきの社会保障制度ですので、両方に負担額がある場合は、今一度その金額を確認してみてください。 本内容のお問い合わせは担当： 高澤まで